2　前項第十一号に掲げる場合において、法第百条の三第一項第五号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3　第一項第十号から第十三号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社は、連合会の子会社に該当しないものとみなす。

4　第一項第十四号に掲げる場合の届出は、決算書類の作成後、速やかに、当該書類を添付して行うものとする。

5　第一項第十七号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～八　（略）

6　（略）

7　法第十一条の六第三項の規定は、第一項第七号から第十三号までの議決権について準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十九号

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、航空法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法関係手数料規則の一部を改正する省令

航空法関係手数料規則（平成九年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

別表第一（第五条関係）

改正後		
区分	人数（人）	日数（日）
一・二　（略）	（略）	
三　法第十三条第一項の承認　（略）		
四　（略）	（略）	
五　（略）		（略）
六　法第十八条第一項又は第三項の承認	二	四
七　（略）	（略）	
八・九　（略）	（略）	

改正前		
区分	人数（人）	日数（日）
一・二　（略）	（略）	
三　法十三条第一項の承認　（略）		
四　（略）	（略）	
五　（略）		（略）
六　法第十七条の二第一項又は第三項の承認	二	四
七　法第十八条第一項の予備品証明	一	三
八　（略）	（略）	
九・十　（略）	（略）	

附　則

この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年六月十八日）から施行する。